

農業委員会だより

農地の貸し借り・売買について

1 所有する農地を誰かに耕作してもらいたい場合（貸したい）

- 農地の貸し借りは、農業委員会に申請する農地法第3条の許可や産業振興課に申請する農業経営基盤強化促進法による利用権の設定の2種類があります。
これらの手続きにより貸す人も借りる人も安心して、農地の貸し借りができます。
- 農地法では、農地を借りることができる農業者は要件を満たしている必要があります。（3条資格）
この要件を満たさない方には農地を貸したくても貸すことができませんので注意が必要です。
※3条資格とは原則150日以上農作業に従事し、かつ農地取得後の農地面積の合計が50a（約1500坪）以上であることが必要です。

2 農地を売りたい場合、買いたい場合

- 農地を売りたい、買いたい場合は、農地法第3条の許可が必要です。
売りたい農地を現在耕作している方がいる場合は、まずその方が買うのか確認する必要があります。
- 農地を売り買いする場合には、買う方が3条資格の要件を満たしている必要があります。この要件を満たさない場合には、買いたくても買えないので注意が必要です。

3 新規に農業を始めるため、農地を借りたい場合（新規就農）

- 農地を借りて農業を始めるには、農地法第3条の許可や農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が必要です。
経営には3条資格の要件を満たす必要があります。
ただし、認定新規農業者制度で認められた農業者には、要件を適用しない特例があります。

4 農地法の許可や利用権の設定について

- 「自分の土地なのに、なぜ自由に売ることができないのか」との問い合わせが多くあります。
これは「農地を守り、食糧を安定して確保するための法律の仕組み」となっているからです。
また、農地法や農業経営基盤強化促進法によらない農地の貸し借りもあるようですが、農地の所有者も借り手の農業者も安心して貸し借りができる「農地法の許可」や「利用権の設定」による貸し借りをお勧めします。

● 農地法とは

農地法では、昭和27年の制定以来、「耕作者自らが農地を所有することを最も適応である」としてきました。

しかし、食料自給率向上など面から農地が地域における貴重な資源であることを重視し、平成21年12月15日に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること」に改正されました。

農地法がほかに、農業生産の基盤である農地を確保し、食料の安定供給の確保に資するため、農地を農地以外のものにすること（農地転用）を規制し、農地の利用関係を調整する役割があります。

農地法第3条許可の流れについて

1 農地法第3条許可申請書の提出

- ①提出先：久米島町農業委員会
- ②締切：毎月15日（土曜、日曜、祝祭日の場合はその前日に順送りとなります）

2 農業委員会による現地確認調査（必要な場合のみ総会時）

3 農業委員会定例総会による審議（毎月25日）

4 許可書の交付（毎月月末ごろ）

農業委員会総会（許認可業務の審議会）が開催されました。

町農業委員会では、7月26日仲里庁舎において、令和3年度第4回農業委員会総会を開催し、申請案件を審議しました。

① 農地法第3条の規定による許可申請 → 2件 審議の結果許可されました。

許可申請書及び届出書等の申請締め切り日 → 10月15日（金）

令和3年度第7回（10月）農業委員会総会の開催日 → 10月25日（月）

お問合せ 農業委員会 ☎985-7134